

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 6 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 3 7 号

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年鳥取市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。